

令和6年3月28日  
大田区

## 「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表しました。

この決定に伴い、東京都内においての新労務単価は、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）と比べて約5.7%の上昇となりました。

さらに、国では、令和6年3月1日以降に契約を行う工事又は設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事管理業務。以下同じ。）のうち、旧労務単価及び「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）を用いて予定価格を積算した案件について、工事の受注者又は設計等委託の受託者が、新労務単価又は新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができるよう、特例措置を定め、各自治体においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

大田区においては、この要請を踏まえ、新労務単価及び新技術者単価に係る特例措置を別紙のとおり定めたので、お知らせします。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この特例措置の趣旨を御理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、新労務単価及び新技術者単価の上昇を踏まえた技能労働者等への賃金水準引上げ及び法定福利費相当額(事業者負担分及び労働者負担分)を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

問合せ先  
大田区総務部経理管財課契約担当  
電話 03-5744-1162

別紙

## 第1 措置の概要

第2に定める工事の受注者又は設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事管理業務等。以下同じ。）の受託者は、工事請負契約書約款第59条、建築設計委託契約書約款第66条、土木設計委託契約書約款第68条、測量・地質調査委託契約書約款第67条、工事監理委託契約書約款第58条又は標準契約書約款第30条の規定により、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）及び「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための契約変更の協議を、区に対し請求することができる。

## 第2 具体的な取扱い

- (1) 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価または旧新技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により変更後の契約金額を算出する。

ただし、変更協議が整う以前に支払手続が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

- (2) 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日が工期内にある工事については、工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)を適用する。

- (3) 令和6年2月29日以前に契約を締結した設計等委託については本措置の対象外とする。

### 第3 請求期限

第2(1)による契約金額の変更協議の請求期限については、履行期末が令和4年度内の工事又は設計等委託の場合は履行期末の15日前(土・日曜日を除く。)までを原則とし、それ以外の工事又は設計等委託の場合は契約を締結した日から2か月以内とする(年度契約案件については、別途手続きとする。)